

医学部及び医学部附属病院における新型コロナウイルス感染症の「特別感染警戒地域」へ移動後の勤務体制の取扱いについて

2020年7月22日

COVID-19対策委員会委員長決定

令和2年7月22日付新型コロナウイルス感染症対策本部長決定新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る「特別感染警戒地域」へ移動した場合の勤務体制の方針 第3. 勤務体制については以下のとおりとする。

1. 帰県後の対応

医学部（附属病院を含む）職員が国内への出張及び研修、私的な目的により本学で定める「特別感染警戒地域」に移動・滞在し、帰県した場合には、PCR検査の受検又は10日間の在宅勤務とするものとする。

2. PCR検査の受検

附属病院において勤務する者に関しては、必ず帰県後速やかに附属病院にてPCR検査を受検するものとする。

3. PCR検査受検後の対応

PCR検査の結果が出るまでは自宅待機とし、陰性の結果が得られ次第出勤可能とする。
なお、陰性が出ても10日間は健康観察（健康管理表の記載）を必ず行うものとする。